

桑名市告示第98号

桑名市こども家庭センター設置運営要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市こども家庭センター設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童及び妊産婦等の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする桑名市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 こども家庭センターは、子ども未来部子ども総合センターに置く。

(事業の実施主体)

第3条 こども家庭センターの事業の実施主体は桑名市とする。

2 市長は次条に定める業務について、適切に実施できると認めた法人または団体等に、その全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業の内容)

第4条 こども家庭センターは、次の業務を行い、全ての妊産婦、子育て家庭、児童を対象とした切れ目のない一体的な支援を実施することとする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第2項に掲げる業務

(2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に掲げる業務

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第2条に規定する困難な問題を抱える女性への相談支援及び配偶者等から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けている被害女性からの相談など女性に関する相談支援

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子等に関する相談支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(職員の配置)

第5条 こども家庭センターに次の職員を置く。この場合において、センター長は、統括支援員を兼務することができる。

(1) センター長

(2) 統括支援員

(3) その他必要な職員

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、こども家庭センターの事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(桑名市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の廃止)

2 桑名市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(令和3年桑名市告示第92号)は、廃止する。